

建設キャリアアップシステム活用モデル工事に係る特記仕様書

1 目的

公共工事の品質を確保するためには、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠であることから、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促し、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保・育成に配慮することが求められている。

このため、本市が発注するCCUSの活用を図るCCUS活用モデル工事（以下「モデル工事」という。）を試行的に行う。

2 用語の定義

- (1) 「CCUS」とは、（一財）建設業振興基金が主体となって運営する技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組みをいう。
- (2) 「下請事業者」とは建設業法第2条第5項に規定する下請負人をいう。
- (3) 「技能者」とは、元請事業者及び下請事業者の現場従事者をいう。
- (4) 「事業者登録」とは、CCUSに事業者を登録することをいう。
- (5) 「技能者登録」とは、CCUSに技能者を登録することをいう。
- (6) 「管理者ID（現場管理者ID）登録」とは、元請事業者がCCUS現場管理者を登録することをいう。
- (7) 「カードリーダー」とは、CCUSに対応したICカードリーダーをいう。
- (8) 「現場利用料（カードタッチ費用）」とは、CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）毎に発生する料金であり、元請事業者が支払いを行う費用をいう。

3 実施方法等

受注者は、モデル工事を実施するにあたり、以下のとおり実施すること。

- (1) 受注者は、CCUS活用内容を施工計画書に記載し、発注者へ提出するとともに、工事着手前に「管理者ID（現場管理者ID）登録」及び「現場におけるカードリーダー設置」の完了時期を協議し承諾を得ること。
- (2) 受注者は、「管理者ID（現場管理者ID）登録」及び「現場におけるカードリーダー設置」が完了した時点で、発注者に以下の確認ができる資料を添付し打合せ簿にて報告を行うこと。
 - ① 管理者ID（現場管理者ID）登録
現場管理者ID登録完了メールもしくは現場管理者IDでのログイン画面コピー
 - ② 現場におけるカードリーダー設置
現場の設置状況写真

- (3) 受注者は、「管理者 I D（現場管理者 I D）登録」又は「現場におけるカードリーダー設置」ができない場合、発注者にその理由を報告すること。
- (4) 受注者は、モデル工事完了後に C C U S 活用状況アンケートを発注者へ提出すること。
- (5) 受注者の責によらない不測の事態が生じ、モデル工事の遂行が困難となった場合は、受発注者の協議によりモデル工事の対象外とすることができる。

4 C C U S 活用にかかる費用

C C U S 活用のためのカードリーダー設置費用及び現場利用料（カードタッチ費用）については、それぞれ以下のとおり設計変更時に支出実績に基づき、共通仮設費（技術管理費）として積上げ計上するものとする。この際、これらの費用は現場管理費率、一般管理費等率の対象外とする。

なお、当該工事の技能者登録、下請事業者の事業者登録及び管理者 I D（現場管理者 I D）登録にかかる費用（登録料・利用料）については、受注者の負担とする。

(1) カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、支出実績に基づき費用を計上する。このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、支出実績に基づき費用を計上する。

ただし、費用の計上は、新規購入に限り原則 1 台を対象とし、現場で使用する O S が、W i n d o w s の場合は、1 台当たり 1 0, 0 0 0 円（税抜）、i O S の場合は、1 台当たり 3 0, 0 0 0 円（税抜）を上限とする。

なお、C C U S の継続的な活用の観点から、リースの場合は、受注者の負担とする。また、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）費、設置費及び通信費は、受注者の負担とする。

(2) 現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、タッチ費用を全額計上（1 タッチ 1 0 円）する。

なお、現場でカードタッチを失念した場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

5 工事成績評定点等の加点

工事成績評定点等の加点は行わないこととする。